

ハチマンジ 八幡寺 鳳至郡東に在つて、眞言宗に屬する。もと八幡宮の別當であつたが、天正中から一時廢絶し、後に復興した。當寺には古寫の大般若經を藏してゐる。ハチマンシヤ 八幡社(鳳至)。ダイハンニヤキ ヨウ 大般若經(一・三)。

ハチマンシヤ 八幡社 金澤卯辰なる八幡町に鎮座した。本社はもと越中射水郡守山の麓東海老坂村にあつた物部神社を物部八幡神社とし、同郡阿尾城にあつた榊葉神明と共に慶長四年十二月遷座せしめたものであるが、それに前田利家の靈をも密祀し、またその隣地にはもと卯辰山上に鎮座した宇多須神社を移築してあつた。明治六年三月尾山神社を建て、前田利家を主神とし、八幡・神明を之に配したから、こゝには宇多須神社のみとなつたが、昭和十二年六月再び物部八幡及び榊葉神明を尾山神社から宇多須神社に復せしめて相殿とした。

ハチマンシヤ 八幡社 金澤地黃煎町に在つて、今は地黃煎八幡神社と號する。藩政中は岸川川上富山派山伏寶光寺の持宮であつた。

ハチマンシヤ 八幡社 石川郡八幡にある。白山記に『八幡宮、本地阿彌陀、寶殿如來、拜殿、結縁寺四間、三間二面禮堂、鐘樓、寶藏。』とある。その社僧を八幡院といふた。白山宮莊嚴講中記録に延慶三年のことを書いた中に八幡院勝縁坊觀西法橋の名を記し、天文十七年六月十一日の條には白山八幡院住侶常勝坊守選の名がある。又同記録天文二年十月十一

日に八幡結縁寺に天火が起つて、御本尊・神鉢以下の焼亡したことを載せ、式内等舊社記には『八幡神社。河内庄内八幡村鎮座。白山末社也。』と記する。

ハチマンシヤ 八幡社 鹿島郡大津に在る。其の初は明らかでない。今は大津八幡神社と號する。社藏に上梓棟札二枚あるが、文字湮滅して讀み得ぬ。

ハチマンシヤ 八幡社 鳳至郡東に在る。式内等舊社記に『八幡神社。東村鎮座。別當所號八幡寺。舊社也。』と見える。後石瀨比古神社がこの社地に移り、八幡神社は境内社となつた。

ハチマンシヤ 八幡社 鳳至郡別所谷に在つて、文安元年建立の棟札が残つてゐる。今は別所谷八幡神社と號する。

ハチマンシヤ 八幡社 珠洲郡南黒丸に鎮座し、もと佛體を置いてあつたが、明治九年神鏡を以て代へ、八幡神社と稱することにした。當社の境内に、三重の石層塔があるが、その上層軸部と相輪とを失ひ、現在總高さ二四〇厘を計り、下層に石造阿彌陀如來座像を安置し、側面に永和二年云々と刻するが下部は磨滅して解し難い。石層塔にして文字を有するもの、加能二國中唯この一基あるばかりである。

ハチマンハマ 八幡濱 羽咋郡富來の海濱をいふ。富來八幡神社の神輿がその地に神幸するが故に名を得る。

ハチマンマチ 八幡町 金澤の町名。もと卯辰山の麓なる荒地であつたが、慶長四年八幡社建營以後漸く人家が立並んで八幡町と稱することになつた。八幡社は今の宇多須神社の隣地に在り、明治の後轉じて尾山神社になつたものである。

ハチマンヤマ 八幡山 江沼郡山岸の部落北方の山。高さ七六米。

ハチマンヤマ 八幡山 鳳至郡北谷の部落から南方にある山。

ハチヤクジ 波音寺 金澤白山町に在つて、眞言宗に屬する。山號は泰澄山・白山又は白流山。開祖安養坊空照は、越前足南郡波音寺に居た頃、府中在城の前田利家の祈禱所であつた。之を以て後に金澤に召寄せられ、今の兼六園の地に寺地を給うたが、元和十五年收公せられ、現在の所に移轉せしめられた。寺封十一石五斗。

ハチヤトウザエモン 八屋藤左衛門 入道として覺妙といふ。代々富樫氏に仕へたが、藤左衛門は傍輩の讒言によつて勲氣を蒙つた時、十三條の諫言をして越前に遁世し、宅羅に庵室を結んで居た。後長享二年加賀に一向一揆の起るに及び、高尾城に入つて政親に對面し、尋いで大手の合戦に杉谷孫三郎と引組んで首を取つたが、己もまた深傷を負うたため自決した。

ハチヤマゴエモン 蜂屋孫右衛門 萬治二年御歩小頭を命ぜられ、天和二年進んで組外に列し、祿三百石に至り、寶永元年歿した。その嫡統は七代爲之助定吉に至り、知行二百石を受けてゐたが、安政五年四月十三日不埒によつて召放された。

ハチロウテ 八郎手 飯田屋八郎右衛門が宮本屋齋で著書した細密なる赤繪金彩の九谷磁器を八郎手と名づける。

ハチヲカイガ 蜂岡伊賀 本多政重に仕へ、後家老に進んで二千石を領し、寛永十六年歿。三輩開書に伊賀が慶安元年本多二代政長の興力に命ぜられたとあるは誤であらう。二代蜂岡數馬は遺領の内五百石を受け、萬治三年歿。三代又太郎は一に岸右衛門といひ、亦遺領の内三百五十石を受けたが、その子孫は何れの時にか斷絶した。

ハツウマ 初午 藩政の頃正月初に來た藤内の物貰ひである。竹籠に紙を張つて脚部のない馬を作り、肩衣のみを着した男が、自身の腰をその中に貫き、側面に袴・鏡を畫き、宛然之に乗つた如き觀あらしめ『春の初めの初午なんぞ、夢に見てさへよ』とは申す。こなた屋形へかけこ駒は、駒は若駒乗手は上手、ヒン々々ドウ々々』と唱へて馳驅する狀をなした。別に一人太鼓を囃して之に隨ふのであつた。

ハツカ 八家 加賀藩の年寄の職に當る門閥を世に八家というた。八家の序次は元祿十年六月前田綱紀の覺書によつて定めた所で、一本多氏、二長氏、三横山氏、四前田氏(直之系)、五前田氏(長種系)、六奥村氏(嫡流)、七奥村氏(支流)、八村井氏であつた。利常の時代までは尙八家の確定がなく、人持組から選抜して老臣としたので、八家も亦人持組の中であつた。

ハツカガハ 八ヶ川 鳳至郡越渡小字田形の南方に發し、越渡に至つて北流し、大角間より東北に轉じ、地原に至つて梨木峠より來る支流を併せ、田附近にて浦上川を入れ、西走して門前附近の平地を横ぎり、黒島と鹿磯間の砂丘を蛇行して海に入る。流程凡べて二五軒。その一部分毎に、寺口川・道下川・黒